

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和7年11月20日答申分

○答申の概要

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2400187 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500025 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のE社(現在は、F社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のG社(現在は、H社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のI社J支部における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、請求者のI社K支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者のI社K支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑩について、請求者のL社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月頃から同年 10 月頃まで
② 昭和 46 年 4 月頃から同年 5 月中旬まで
③ 昭和 47 年 7 月頃から同年 12 月初旬まで
④ 昭和 47 年 9 月中旬から昭和 48 年 12 月 1 日まで

- ⑤ 昭和47年2月頃から同年11月中旬まで
- ⑥ 昭和46年9月頃から昭和48年1月1日まで
- ⑦ 平成4年5月上旬から同年6月初旬まで
- ⑧ 平成4年6月下旬から同年11月1日まで
- ⑨ 平成4年12月31日から平成5年1月5日まで
- ⑩ 昭和47年5月8日から同年10月14日まで

請求期間①について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。

請求期間②について、B社に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。

請求期間③について、C社に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。

請求期間④について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。

請求期間⑤について、E社に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。

請求期間⑥について、G社に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。

請求期間⑦について、I社J支部に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。

請求期間⑧について、I社K支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成4年11月1日と記録されているが、平成4年6月下旬から同社M支社に勤務していた。

請求期間⑨について、I社K支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成4年12月31日と記録されているが、同社M支社に平成5年1月5日まで勤務していた。

請求期間⑩について、L社N支店に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。

請求期間①から⑩までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、O県内にあったA社本社に正社員として勤務し、事務の仕事をしていた旨陳述しているところ、A社は、社員であればデータが残つておらず、期間雇用であれば紙データが残っているが、請求者が勤務していた記録は見付からず、請求者に係る請求期間①の勤務は不明である旨回答しており、同社における請求者に係る請求期間①の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、A社に係る請求者の雇用保険被保険者の記録は見当たらない上、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間①の始期と同月である昭和46年9月に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できた者に文書照会を行い、複数の回答があったが、請求者が同社に勤務

していたことを知っている者はいないことから、同社における請求者の勤務実態を確認できない。

さらに、P健康保険組合は、請求者の同組合加入について資料がなく不明と回答している上、上記被保険者名簿によると、昭和46年9月1日から同年10月31日までの期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚年整理番号に欠番もない。

請求期間②について、請求者は、O県にあったB社の正社員としてQ市、R市、S県の現場に勤務し、T業務を担当していた旨陳述しているところ、同社は、同社のデータベースで請求者を検索したが、氏名及び生年月日が一致する者はいなかつたため、請求者は同社に勤務しておらず、厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、同社における請求者に係る請求期間②の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、B社に係る請求者の雇用保険被保険者の記録は見当たらない上、同社の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間②に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できた者に文書照会を行い、複数の回答があったが、請求者が同社に勤務していたことを知っている者はいないことから、同社における請求者の勤務実態を確認できない。

さらに、上記被保険者名簿によると、昭和46年4月1日から同年5月31日までの期間にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚年整理番号に欠番もない。

請求期間③について、請求者は、C社の正社員としてU現場に勤務し、V業務を行っていた旨陳述しているところ、D社は、同社で保存している人事記録台帳、退職者台帳、本店年金台帳及び昭和47年3月、昭和48年3月の従業員名簿に請求者の氏名がなく、請求者は同社に勤務していたか不明である旨回答しており、同社における請求者に係る請求期間③の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、C社に係る請求者の雇用保険被保険者の記録は見当たらない上、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間③の始期と同月である昭和47年7月に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できた者に文書照会を行い、複数の回答があったが、請求者が同社に勤務していたことを知っている者はいないことから、同社における請求者の勤務実態を確認できない。

さらに、C社が加入しているW健康保険組合は、保存期限の経過により加入記録は確認できないと回答している上、上記被保険者名簿によると、昭和47年7月1日から同年12月31日までの期間にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚年整理番号に欠番もない。

請求期間④について、請求者は、A社の正社員として、X県Y市のZ施設の建設中に当該地にあった同社の事業所でa業務に従事した旨陳述しているところ、A社は、社員であればデータが残っており、期間雇用であれば紙データが残っているが、請求者が勤務していた記録は見付からず、請求者に係る請求期間④の勤務は不明である旨回答しており、同社における請求者に係る請求期間④の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、A社に係る請求者の雇用保険被保険者の記録は見当たらない上、同社の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間④の始期と同月である昭和47年9月に同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できた者に文書照会したところ、複数の回答があったが、請求者が同社に勤務していたことを知っている者はおらず、Y市に同社の事業所があったと回答している者もいない上、同社の管理職だった者は、同社は、Z施設の事業に全く関与しておらず、a業務は行っていない旨回答及び陳述していることから、同社における請求者の勤務実態を確認できない。

さらに、P健康保険組合は、請求者の同組合加入について資料がなく不明と回答している上、上記被保険者名簿によると、昭和47年9月1日から昭和48年12月31日までの期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚年整理番号に欠番もない。

請求期間⑤について、請求者は、E社に正社員として勤務し、b業務に従事した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求期間⑤において、同社の名称で厚生年金保険適用事業所は見当たらないが、請求者は、同社はF社に名称が変更された旨陳述していることから、同社に文書照会したところ、同社は、当時の資料はなく、請求者に関する在籍の記録が確認できいため、請求者がE社に勤務していたか不明である旨回答しており、同社における請求者に係る請求期間⑤の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、請求者は、請求期間⑤当時、c市d地域に所在したE社に勤務したと回答及び陳述しているが、F社は、請求期間⑤当時、c市d地域周辺にE社（関連会社を含む）の事業所はなかった旨回答している上、昭和42年及び昭和48年のc市住宅地図によると、c市d地域周辺にE社又は同社に類似した名称の事業所は見当たらない。

さらに、E社に係る請求者の雇用保険被保険者の記録は見当たらない上、請求者は、請求期間⑤当時、E社において一緒に勤務した同僚の氏名を覚えていないと回答及び陳述していることから、請求者の勤務実態について確認することができない。

加えて、E社が加入していたe健康保険組合は、請求者氏名及び生年月日を基に

検索を行ったが、該当する情報が見付からない旨回答している上、オンライン記録によると、請求期間⑤当時、E社は、f社の名称で厚生年金保険適用事業所となっているところ、f社の事業所別被保険者名簿によると、昭和47年2月1日から同年11月30日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚年整理番号に欠番もない。

請求期間⑥について、請求者は、G社のg工場及びh工場に正社員として勤務し、i業務を担当した旨陳述しているところ、H社は、請求者が在籍していた記録がないため、請求者がG社に勤務していたか不明である旨回答している上、同社の担当者は、同社に在籍していればj健康保険組合に加入することになるため、同健康保険組合に請求者の氏名及び生年月日で検索を依頼したが、請求者の氏名は見当たらなかった旨陳述しており、同社における請求者に係る請求期間⑥の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、G社に係る請求者の雇用保険被保険者の記録は見当たらない上、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間⑥の始期と同月である昭和46年9月に同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できた者に文書照会を行い、複数の回答があったが、請求者が同社に勤務していたことを知っている者はいないことから、同社における請求者の勤務実態を確認できない。

さらに、j健康保険組合は、請求者の同組合加入について資料がなく不明と回答している上、オンライン記録によると、G社は、請求期間⑥当時、k厚生年金基金に加入していたことが確認できるところ、企業年金連合会は、請求者について、氏名、生年月日、性別で調べたが請求者の記録はないと回答している。

加えて、上記被保険者名簿によると、昭和46年9月1日から昭和48年1月1日までの期間にG社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚年整理番号に欠番もない。

また、オンライン記録によると、請求期間⑥当時、1県m市にn社o工場及びG社p事業所の名称で厚生年金保険適用事業所が確認できるところ、各事業所の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、いずれの事業所においても請求期間⑥において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらない。

請求期間⑦について、請求者は、I社のJ支部に正社員としてq業務を担当していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、同社J支部が厚生年金保険適用事業所であった記録は見当たらない上、同社は、人事記録に請求者が在籍していた記録がなく、請求者は請求期間⑦に勤務しておらず、厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、I社に係る請求者の雇用保険被保険者の記録は見当たらない上、同社から提出されたq職員機関コード帳（r支社）によると、氏名欄に請求者の氏名、所属欄にJと記載されていることが確認でき、同社のJに所属していた者は、同社r支社において厚生年金保険の適用を受けていたと考えられることから、オンライン記録により、請求期間⑦を含む平成4年5月及び同年6月に同社r支社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できた者に文書照会を行い、複数の回答があったが、請求者が同社に勤務していたことを知っている者はいないことから、同社における請求者の勤務実態を確認できない。

さらに、s健康保険組合は、請求者の同組合加入について、保存期間経過のため資料の確認ができず不明と回答している上、オンライン記録によると、平成6年5月1日から同年6月30日までの期間にI社r支社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらない。

請求期間⑧及び⑨について、請求者は、I社のM支社に正社員として平成4年6月下旬から平成5年1月5日までの期間に継続して勤務していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者は、同社K支社において、平成4年11月1日から同年12月31日までの期間に厚生年金保険被保険者の記録が確認でき、同社は、請求者が平成4年9月8日から同月24日までの期間及び同年10月13日から同年12月30日までの期間は同社r支社又は同社K支社に勤務していた旨回答している。

また、I社から提出されたq職員機関コード帳（r支社）によると、氏名欄に請求者の氏名、所属欄にJ、委嘱年月日欄に「4. 9. 8」、退職（解職）年月日欄に「4. 9. 24」と記載されていることが確認でき、q職員機関コード帳（K支社）によると、氏名欄に請求者の氏名、委嘱時所属欄にM、委嘱年月日欄に「4. 10. 13」、退職（解職）年月日欄に「4. 12. 30」と記載されていることが確認できることから、請求者は、平成4年9月8日から同月24日までの期間は同社r支社のJに勤務し、同年10月13日から同年12月30日までの期間は同社K支社のMに勤務したことがうかがえる。

しかしながら、請求期間⑧について、I社は、平成4年9月8日から同月24日までの期間及び同年10月13日から同月31日までの期間は、厚生年金保険に加入しない雇用契約であり、試用期間1か月は厚生年金保険に加入させておらず、請求期間⑧に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している上、同社の担当者は、q職員は入社時の契約で、本採用となった日から厚生年金保険に加入させていた旨陳述している。また、請求期間⑨について、I社は、人事記録に請求者が在籍していた記録がなく、請求者は、請求期間⑨に同社に勤務しておらず、厚生年金保険料を控除していない旨回答している上、上記q職員機関コード帳（K支社）の退職（解職）年月日から、請求者は、同社K支社のMを平成4年12月30日に退職したことがうか

がえることから、同社における請求者に係る請求期間⑧及び⑨の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、I社に係る請求者の雇用保険被保険者の記録は見当たらない上、請求者が氏名を挙げた同僚は、請求者がI社のM事業所に勤務し、q業務を担当していたが、勤務期間は不明である旨回答していることから、同社における請求者に係る請求期間⑧及び⑨の勤務実態を確認できない。

さらに、オンライン記録により、請求期間⑧及び⑨を含む平成4年6月1日から同年12月31日までの期間にI社K支社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できた者に文書照会を行い、複数の回答があったが、請求者が同社に勤務していたことを知っている者はいないことから、同社における請求者の勤務実態を確認できない。

加えて、s健康保険組合は、請求者の同組合加入について、保存期間経過のため資料の確認ができず不明と回答している。

請求期間⑩について、請求者は、L社N支店に正社員として勤務し、t業務に従事していたと思う旨陳述しているところ、雇用保険被保険者の記録によると、請求者は、請求期間⑩において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、L社は保存期限経過のため資料は廃棄しており、請求者が勤務していたか不明である旨回答している上、同社の担当者は、支店で現地採用された場合は、雇用保険は労働災害補償保険との関係もあり加入させていたが、厚生年金保険は基本的に加入させていなかった旨陳述していることから、同社における請求者に係る請求期間⑩の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、L社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求期間⑩を含む昭和47年5月から同年10月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、所在が確認できた者に文書照会を行い、複数の回答があったが、請求者が同社に勤務していたことを知っている者はいないことから、同社における請求者の勤務実態を確認できない。

さらに、u健康保険組合は、請求者が同組合に加入していた記録は一切ない旨回答している上、上記被保険者名簿によると、昭和47年5月1日から同年10月31日までの期間にL社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚年整理番号に欠番もない。

なお、請求者は、子供の頃はv姓又はw姓だった旨陳述しているところ、請求者の改製原戸籍により確認できるのはx姓のみである上、請求期間①から⑩までの各期間について、社会保険オンラインシステムにより、v又はw姓の氏名検索も行ったが、該当する記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①から⑩までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑩までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。